

新羅の姓氏に就いて

三品 彰 英

………姓氏の發生………六部と姓氏………金・朴・昔の三氏。

姓氏の發生

新羅では朴昔金の三姓は何れも王位に即く家柄で、後世この三姓は天降姓と呼ばれ、三國史記には三姓の始祖傳として朴赫居世・昔脫解・金闕知の神話を傳へて居り、これに對して李・崔・孫・鄭・裴・薛の六氏は土姓と呼ばれ、¹⁾新羅六部の姓氏と云ふことになつて居る。かく新羅時代には朴以下の三姓が最も有勢であつたが、後代には柳崔金李が四姓と呼ばれて名族となつてゐる。²⁾

さて朴・昔・金の三姓にしても、李以下の諸氏にしても、かゝる支那式な姓氏が古く傳説時代から新羅に實存したとは何人も認め得ざる所であつ

て、以下問題とする點はこれ等の姓氏が何時頃成立し、その裏面に如何なる歴史的意義が含まれて居るかといふ點である。³⁾三國史記の姓氏に關する記載は殆んど信じ難きを以て、先づ支那の文獻に就いて見るに、梁書新羅傳に「普通二年王募名秦始使使隨百濟奉獻方物」とあり、三國史記所引の冊府元龜には「姓募名恭」と見え、⁴⁾普通二年は新羅法興王八年に當り、同王のことを我が繼體紀廿三年の條に、「新羅王佐利遲」と見えて居る。⁵⁾冊府元龜や或は海東釋史などの考へた如く、「募」を姓と見るべきか否かは疑問であるけれども、(即ち名の一部を姓と見たもので、我が天皇を姓阿母氏とし

たのと同類か、又たとへ姓であつたとするも、當時新羅王家に「募」なる姓が出来て居たものか、又は支那に對する外交上の對面から臨時にこしらへたものか速断されない。次代眞興王に就いては北齊書武成本紀に「詔以新羅國王金眞興、爲使持節東夷校尉樂浪郡公新羅王」と見え、その後はずべて新羅王は金姓を名乗つて居る。かゝる僅かな史料からではあるが、新羅王が金姓を名乗るやうになつたのは眞興王からであると推定することが出来る。然しながら現存の金石文や日本書紀に散見する新羅人名を調査するに、王以外のもの即ち王族をはじめ一般臣下のものが姓氏を有するやうになつたのは大體統一以後であるらしい。先づ日本書紀推古紀以後に見える新羅人名を列記しやう。

- 迦摩多(推古紀九年)
- 沙喙部奈末竹世士(同十七年)
- 喙部大舍首智買(任那人)(同)
- 沙喙部奈末北叱智(同十九年)

- 習部大舍親智周(任那人)(同)
- 奈末伊彌買(同二十九年)
- 奈末智洗爾(同三十一年)
- 上臣大阿浪金春秋(孝德紀大化三年)
- 沙喙部沙浪金多達(大化五年)
- 及浪彌武(齊明紀元年)
- 沙喙級浪金本嚴(天智紀七年)
- 上臣大角干庚信(同)
- 沙浪督備(同八年)
- 沙浪金萬物(同九年)
- 韓阿浪金承元(天武紀二年)
- 阿浪金祇山(同)
- 大舍霜雪(同)
- 一吉浪金薩備(同)
- 韓奈末金池山(同)
- 貫子寶(同)
- 眞毛(同)
- 韓奈末金利益(同)
- 王子忠元(天武紀四年)
- 大監級浪金比蘇(同)
- 大監奈金天沖(同)
- 弟監大麻村武麻(本麻村)(同)
- 弟監大舍金洛水(同)

奈麻金風那(同)

奈麻金孝福(同)

級浪朴勤修(同)

大奈末金美賀(同)

王子久麻伎(同)

沙浪金清平(同五年)

級浪金好備(同)

弟監大舍金欽吉(同)

奈末被珍那(同)

奈末好福(同)

大奈末金楊原(同)

阿浪朴刺破(同六年)

奈末力良井山(同七年)

奈末金紅世(同)

級浪金消勿(同)

大奈末金世々(同)

奈末甘勿那(同八年)

さて右の一系列の人名の調査によつて一つの推論が許されるならば、我が推古時代にあたる眞平王(第二十六代)代には王以外のものは未だ姓氏を有して居らず、我が大化前後即ち善徳(第二十七代)眞徳

(第二十八代)武烈(第二十九代)の時代に至つて一般臣下のもとも姓を用ふるやうになつた。然しそれも王子乃至高位高官のものに限られ、その殆んどは王族であり、及浪(第九位)彌武・沙浪(第八位)督儒の如き相當な地位のものも尚ほ姓氏を有して居らず、奈末(卷十一位)位及びそれ以下のものは、天智紀即ち武烈王の頃には殆んど無姓のまゝである。三國史記職官志に云へる如く、新羅十七等の官位は所謂骨品に應ずるものなれば、家系を表示せんとする姓氏の發生が官位と或る程度の平行を示して居ることは偶然ではあるまい。新羅使の一行に加はり官位を有して居る程のもので未だ姓氏を有してゐない人名が持統紀にも幾分見えるが、續日本紀以下の六國史には官位を有して而かも姓氏を持たない人名は全く見當らなくなる。續日本紀^{卷十}天平五年六月丁酉の條に「武藏國埼玉郡新羅人德師等男女五百五十三人、依請爲金姓」とあるを見て

も、當時新羅の「金」氏が餘程一般的になり、我國に歸化した無位無官の民衆が本國の貴姓を請願してこれを用ふるほどになつて居る。新撰姓氏錄に「海原造、新羅國人進廣肆金加志毛禮之後也。」とあるのも同様で、「加志毛禮」の名を見てもこの新羅人の社會的地位の高くないことは分るが、しかも金氏を稱して居る。然し一般の民衆が姓氏を用ふるを得たのは日本へ歸化してからのことであつて、新羅本國では一般民衆は無姓のまゝであつた。日本後紀に見える漂着の新羅人辛波古知(弘仁五年)、歸化した加羅布古伊(弘仁五年)などは(前者は唐へ出かけた商船らしいが)何れも無位無姓の一般民衆である。新羅本國で王族以外に金姓を賜つた例に高句麗王の遺族安勝に金氏を賜つたこともあるが、安勝は蘇剌位にまで昇り、報徳王と號した程で貴族扱ひをされて居る人である。

右は日本書紀以下の我が史籍に見える新羅人名

の調査による推論であるが、之を新羅の史料に徴するにこの推論と全く符合するのである。現存する新羅最古の文獻は眞興王の巡境碑で、その内に見える多くの人名は、沙喙武刀智通干^上大等喙居七夫一尺干・下州行使大等沙喙春夫智大奈末などの類で、何處にも金・朴などの姓は見當らない。勿論王に隨行した人名を列擧したのであるから、儀禮上臣下のものは姓氏を省略したものなりとの見解も立ち得るが、^(行政區)下州・^(職官名)行使大等・^(部名)沙喙・^(名)春夫智・^(位號)大奈末と云ふ風に物々しい名乗り方なれば、ひとり姓が省略されたと見るよりも當時なほ臣下には姓が存しなかつたと見る方が妥當であらう。又三國遺事所載の我道和尚碑(眞興王代)が信じて得べきものであるならばその文中に見える人名毛祿も相當な名門の人であらうが無姓である。然るに新羅統一後の金石文には、例へば神文王元年に建てられた文武王陵碑には乃殮國學小卿金通の如く有姓

の人名が見えて居り、それ以後の金石文に見え人名は有姓が最も普通である。

以上の考察にして誤りなしとすれば新羅に於ける姓氏の發生は先づ眞興王を以て始めとすべく、其後半世紀を経て王族をはじめ權門勢家これに倣ひ、社會的階級の中流以下のもの、姓氏は統一後に屬すると云へやう。こゝに於て三國史記新羅本紀の統一前の記載を考察するに、王卽位の條には必ず、例へば「奈勿尼師今立。姓金。仇道葛文王之孫也。父末仇角干。母金氏休禮夫人。妃金氏味鄒王女。」と云ふ風に、王をはじめ王母王妃の姓氏を附記して居るに係らず、その他の記事に見える人名には全く姓氏を附して居ない。傳説時代は別として、今奈勿尼師今以後太宗王に至る三百餘年間に見える人名を調査するに、姓氏を附したる人名は眞興王十九年の條に「金官國主金仇亥」同十五年の條に「金武刀」(金仇亥の子)善徳王九年の條に

「伊滄金春秋」とある三人に過ぎない。而してその内前二者は金官加羅國王及びその王子にして、(この一族に就いては後節に考察する)今これを除外すれば王以外に姓氏を有するは伊滄金春秋を以て初見としなければならぬ。羅紀王卽位の條の姓氏に關する記載は後代に假構的追記なるを以て別とし、姓氏を冠する人名の初見が、羅紀及び日本書紀共に金春秋となつて居るのは甚だ興味深く、斯かる兩書の一致を單なる偶然の一致と見ることは出来ない。三國史記列傳に見える統一前の新羅人で姓氏を附記されたものに「居染夫或云苑宗姓金氏」「異斯夫或云普宗姓金氏」「金后稷」「昔千老」「朴堤上」(以下略)などが見えるけれども、これ等の人名は羅紀では姓氏を冠して居らず、かく列傳に附記された姓氏は何れも假構的追記にすぎない。異斯夫は三國遺事には「朴伊宗」と見え、「朴堤上」は「金堤上」となつて居るなどは假構の不用意さを示せ

るものと云へやう。

これに反し統一後の新羅本紀には有姓の人名が散見し、後期になれば人名の殆んどは有姓となつて居る。勿論統一後と雖も無姓のものや、不明のもの、或は省略された場合が多いが、然も統一前の羅紀とその趣きを異にせるは注意に價する。この點は新羅本紀も我が六國史や、金石文或は支那文獻と一致する所で、假構の記事に滿された羅紀の裏面に消し去る可らざる事實を反映して居ると云へやう。

姓氏發生に關する以上の推論を出發點として以下姓氏成立の考察を進めて行くことにする。

1、慶尙道地理志。但し天降姓、土姓の別は古くから存したものでないらしく、三國遺事に六部の祖の天降傳説を記し

「按上文、此六部之祖、似皆從天而降」と述べて居る。

2、文獻通考。

3、恩師今西龍博士が「新羅骨品考」(史林七の一所載)の中で金氏の稱呼は新羅統一の直前の頃に成立せりとの附言されたのは

最も興味深い徵示である。

4、原宗の反は恭なれば恭を正すとす。(新羅骨品考)

5、東洋學報第十五卷所載前岡恭作の「新羅王の世と其の名につきて」の内に佐利遲は原宗 *Ch'ul-yi* の音をうつしたものでなりと。

6、羅紀神文王三年の條。

六部とその姓氏

新羅本紀儒理尼師今九年の條に、

改六部之名。仍賜姓。楊山部爲及梁部、姓李。

高墟部爲沙梁部、姓崔。大樹部爲漸梁部、一云牟梁

姓孫。干珍部爲本彼部、姓鄭。加利部爲漢祇部、

姓裴。明活部爲習比部、姓薛。

この記事が見えるが、前項に結論した如く新羅に於ける姓氏の發生は統一前後の時代であり、且つ最初は王及び王族に限られたるを以て、若し實際に六部のものが右の姓氏を用ひたとしても、それは統一後でなければならぬ。且つ先人の言へるが如く李以下の諸姓は何れも支那の名族であり、

統一以後の新羅は萬事唐の制度風習を模倣した時代なれば、右の六部の姓に關する記事の如きも斯かる模倣の一例であることは云ふまでもない。然しなほこの間の事情を精細に調査し、幸にして知り得べくんばこの傳説の成立が何時頃であるかを推定し度い。

さてこの問題の前提として六部の本質如何。六部傳説は朴・昔・金の始祖傳説よりも新羅國家成立の傳説としては固有なものであり、社會組織の上にも密接な關係を有するものである。六部の祖が何れも瓢崑峯以下の諸峯に降つたと云ふ三國遺事の古傳説は駕洛の六卵降下傳説と甚だ類似して居り、何れも韓民族固有のものらしい。然し傳説時代の六部が如何なるものであつたかは全く知る由もないが、この六部の名は永く後代に残り、統一以後に於ける六部に就いては明らかに知り得るのである。且つ六部と姓氏との關係は統一以後の間

題なるを以て考察の中心を敢へて古く持つて行く必要もあるまい。

統一以後に於ける六部は新羅の王都を中心とする特別な行政區劃であつて三國史記職官志によれば六部少監典一云六部監典なるものによつて統制されて居り、この區劃制度は高麗時代にまで繼續されて居る。²⁾統一後の斯の如き制度は統一前から繼續されたものらしく、法興王時代の事情の記した梁書諸夷傳に見える「六啄評」³⁾はこの六部に外ならぬい。

六部監典の下に梁部(及梁部)や沙梁部の如き一個の部が監郎以下大奈麻などの相當高位な役人によつて統制されて居たこと¹⁾を見ても六部の特殊地位を推測するに難からず、又新羅の母體たる六部が古今を通じて國家の中堅となつたことは羅紀智證麻立干十五年、眞興王十九年などの記事によつても知られ、或は百濟との戰爭に奮戦し美名を

千載青史に残した人達、例へば金腹信(沙梁)をはじめ奚論(牟梁)・驟徒(沙梁)・金令胤(阿)・匹夫(阿)など⁵⁾、何れも六部の人達であり、實際新羅の半島統一は主として六部の人達によつて成就されたのである。平時に於ても同様で、中央政府は云ふまでもなく、外官も六部出身のものが配置され、「職官志」外官の條に「文武王十四年、以六徒眞骨出居」と見え、五京九州の樞要な地に就任した。

南解次々雄や奈解尼師今代の記事の如き傳説はこの六部の軍事的活動を反映した物語と云へやう。新羅の古代には倭軍はじめ外族の浸入に際し常に王都の内外で戦はれたと云ふ傳説が羅列されて居るが、これも恐らくは六部の人が奮戦した事實が傳訛されて斯かる不自然な物語が形成されたのではあるまいか。又樂浪や百濟の亡民を六部に分居せしめたと云ふ記事の散見するのは、慕化思想の反映であるにしても六部の歴史を飾る物語と

しては無意義ではなからう。

國家の重大事件に六部が常に會合したことは、始祖赫居世傳説に見える六部の祖の會合や、舊唐書にある「和白」の制度、或は婆沙尼師今二十三年の條に見える悉直・押督の問題の傳説などによつても窺はれる。又朴堤上(神功紀の毛麻利叱智)が王弟末斯欣(神功紀の微叱已知波珍干岐)を日本より救ひ出した物語の内に「初末斯欣之來也。命六部遠迎之」(國史記)とあり三國遺事に同事件を「命百官迎於屈歇驛」と傳へて居る。傳説の僅かな文字に拘泥するからひはあるが六部即ち百官と見ることが新羅の制度であつたであらう。三國史記色服志に「六部人服色」とあることを羅紀には「百官公服」と見え、六部と百官が同様に用ひられてゐる。又巫女的政治の色彩を永く持つて居た新羅では六部の女子が國家の行事にあづかつたことも當然で、儒理尼師今九年の條の喜俳の記事や、神文王三年の條¹⁰⁾

の王妃の入内に當つて及梁沙梁二部の娘嫗が駕を
迎へたと云ふ儀禮の如き何れも歴史のある行事で
あらう。

(註) 1、三國史記職官志に

六部少監典一云六

梁部・沙梁部。監耶各一人、大奈麻各一人、大舍各二人、舍

知各一人、梁部史六人、沙梁部史五人。

本彼部。監耶一人、監大舍一人、舍知一人、監幢五人、史一
人。

牟梁部。監區一人、大舍一人、舍知一人、監幢五人、史一人
漢祇部・習比部。監區各一人、大舍各一人、舍知各一人、監
幢各五人、史各一人。

さある。この六部監典が何時頃制定されたか職官志に明記し
て居ないが、他の所に「典邑署。景德王改典京府。惠恭王復故
卿二人本置監六人、分領六部。元聖王六年升二人爲卿位自奈麻至沙淦爲之」とあり、
注に云ふ「本置監六人、分領六部」とあるはさきの六部監典
に當るべく、されば景德王代の典京府の前身であつたらしい
2、高麗史地理志東京の條に

二十三年(太祖)……改其六部名。梁部爲中興部、沙梁爲
南山部、本彼爲通仙部、習北爲臨川部、漢祇爲加德部。

牟梁爲長福部。と見え三國遺事には各部所屬の村名が見えて
ゐる。

3、梁書諸夷傳新羅の條に「國有六隊評五十二邑勒」と見え、
「其邑在內曰隊評、在外邑勒、」と説明して居り、統一後の六
部と餘り變りはない様である。

4、智證麻之干。十五年春正月、置小京於阿戸村、秋七月、徙
六部及南地人戸、充實之。

眞興王。十八年。以國原爲小京

同 十九年。春二月、徙實威子弟及六部黎民、以實國原。
奈麻身得作砲弩上之。置之城上。

これらの記事は羅紀の充分信頼し得べき時代に屬すれば事實
を傳へて居やう。阿戸村にしても國原にしても小京と定めら
れる程樞要な土地であり、軍事的に重要な地點なれば六部の
人達がその中堅として派遣されたのである。特に國原は三國
史記地理志高句麗の條に「國原城一云未乙省、一云託長城」
と見え、同新羅の條に「中原京、本高句麗國原城。新羅平
之。眞興王置小京。文武王時築城。周二千五百九十二步。景
德王改爲中原京。今忠州。」とある。眞興王十二年以來新羅の
麗濟に對する侵略は甚だ大進涉し、國原京は南漢江の上流に
位し、その下流地帯の南漢山、南平城方面に對する策源地で
あり、併せて江原道方面の敵に對しても策動し得る地點にあ
る。

5、三國史記列傳。

6、南解次々雄。十一年。倭人遣兵船百餘艘。掠海邊民戸。發
六部勁兵禦之。樂浪謂內虛。來攻金城甚急。……六部兵一

千追之。(羅紀)

7、倭理尼師今十四年。高句麗王無恤襲樂浪滅之。其國人五千來投。分居六部。(羅紀)

8、婆娑尼師今二十三年秋八月。音汁伐國與悉直谷國爭疆。詣王請決。王難之。謂金官國首露王年老多智識。召問之。首露立議。以所爭之地屬音汁伐國。於是王命六部。會饗首露王。五部皆以伊淦爲主。唯漢祇部以位卑者主之。首露怒。命奴耽下里。殺漢祇部主保齊而歸。奴逃依音汁伐主陁鄒千家。王使人索其奴。陁鄒不送。王怒。以兵伐音汁伐國。其主與衆自降。悉直押督二國王來降。

9、儒理尼師今九年。王既定六部。中分爲二。使王女二人。各率部內女子。分朋造黨。自秋七月既望。每日早集大部之庭續麻。乙夜而罷云々。(以下略)

この嘉俳の行事の本質に就いては拙稿「花耶制度に就いて」(歴史と地理二十五ノ一)の内に評論したるを以て参照されたい。

10、神文王三年。……納一吉淦金欽運少女爲夫人……五月七日。遣伊淦文頽愷元抵其宅。冊爲夫人。其日卯時。遣波珍

淦大常、孫文、阿淦坐耶、吉叔等。各與妻孥及梁沙梁二部。婦各三十人迎來。夫人乘車。左右侍從官人及娘媼甚盛。至王宮北門。下車入內。(羅紀)

以上九牛の一毛にも過ぎない僅かな史料から六部と新羅國家との關係を窺つたのであるが、少くとも歴史時代¹⁾に入つてからは六部は行政區劃的なものであつて、部が血族的氏族團體であつたと云ふ史料は一つも見當らない。又嚮きに示した假構的傳説の樂浪の遺民や百濟の亡民を六部に配置したと云ふ話も、六部が純然たる氏族團體であるとの思想から構成され難く、又實際金官駕洛の滅後その王族以下多くの人達は沙梁部梁部などに屬し部内の名門となつて居る。(後文参照)

然し六部は普通の行政區劃とは異り、其の間に尊卑の序が設けられ法興王代に當色の服を着用することが規定された²⁾。而して新羅人の社會階級がその所屬の部によつて定められたことから、六部

と骨品制度との交渉を考へたくなる。六部尊卑の色服が即ち百官高下の色服であり、百官は「新羅用人論骨品。苟非其族。雖有鴻才傑功。不能踰越。」(薛燭頭傳)と云へる如く骨品によつて任用された。

恩師今西博士が「新羅骨品考」の中で「余は六頭品以下の六骨品を以て六部に關係あるべしとの懸念を斷つこと能はず」と暗示されたこともあり、

吾人また六部と骨品の問題を念頭に懸けて來たが新羅の骨品が血統と不可分な本質を持つ限り、兩者の關係は決し兼ねざるを得ない。何となれば後に詳論する如く六部には血統的意義が甚だ稀薄であり、且つ職官志外位の條の「六徒、眞骨」の句は「六部出身の眞骨」の意で、六部には眞骨の存したことが窺知され、又梁部・沙梁部・牟梁部・漢祇部などに所屬する眞骨位の人名を摘出し得るからである。(後文参照)

又部内の者は互に連帶責任を有して居た様であ

り、或は各部父・母・子・女の關係に置かれたと云ふ俗傳が高麗時代に傳はつて居る。⁴⁾

1、今西博士は新羅本紀に就いて智證麻立干以後は相當信用し得べしと云はれ、前問恭作氏は奈勿尼師今以後の王代は信するに足るゝ説かれた。私は新羅史を便宜上四期に分つて居る。即ち、傳説期(奈勿王以前) 前期(奈勿王—眞德王) 中期(太宗王—惠恭王) 後期(宣德王以後)で、新羅は奈勿王以後おぼろげながら歴史時代に入るが、智證・法興以後にあらざれば正確を期し得ない。

2、三國史記雜志色服の條に「新羅之初。衣服之制、不可考也。至二十三葉法興王。始定六部人服色。尊卑之制。猶是夷俗。」とあり、羅紀法興王七年の條に「春正月、頒示律令。始制百官人服。朱紫之秩。」と見えてゐる。智證・法興二王代は支那の制度が幾分か輸入し始めた時代なれば、斯る服色の制の如きが此の頃に制定されたこと云ふのも事實らしいが、その服色は在來の六部が基準となつたもので、「猶是夷俗」と評さるべきであつた。然るに色服志に又「法興王制。自太대角干至大阿浚、紫衣。阿浚至級浚、緋衣。並牙笏。大秦麻青衣。大舍至先沮知、黃衣。」と記してゐるが、太대角干は文武王八年の制定大角干は太宗王七年の制定(羅紀・職官志・金庚信列傳)なれば法興王代に太대角干大角干がある筈がない。この記事は恐らく羅紀は「始制百官人服云々」(前掲)の文によつて附加されたもので、百官人服が六部の服色を意味することを解し得な

つた爲の誤謬である。

3、三國遺事(卷二)「孝昭王代、竹旨部」の條に(この話は眞平王代の話らしいが、幢典牟梁益宣阿干が不法行爲をなした爲父子共に罰せられ、且つ牟梁全體の人達にも及び、「勅牟梁里人從官者。並合點遣。更不接公署。不著黑衣。若爲僧者。不合入鏡鼓寺中。勅史上備珍子孫。爲秤定戶孫。標異之。時因測師是海東高德。以牟梁黑人故。不授僧職」と傳へて居る。これはたゞ殘された挿話で、潤色された點もあるであらうが、部人が連帶的責任を有した風習の一端を示したものと云へやう。

4 三國遺事に選述當時の俗傳を載せ「今俗中與部爲母。長福部爲父。臨川部爲子。加徳部爲女。其實未詳」とあり、選者の言の如くその意味は不可解であるけれども、或は六部の尊卑の序と關係あるものか。又は原始時代の異族結婚の物語か。

以上六部に就いて大體の考察を了へたるを以て、再び最初の出發點にかへり、六部と姓氏の問題に移る。さて六部に姓氏を賜つたとの傳説は上述の如き六部の本質からすれば甚だ不自然な感じを禁じ得ない。こゝに實際かゝる傳説を裏書きする様な事實、即ち各人が所屬の部に應じて李・崔などの各姓を名乗つて居たか否か問題になる。

先づ傳説によれば沙梁部が崔姓であつたと云ふが、沙梁所屬の人名を調査すれば次の如し。

イ、眞興王の昌寧碑に、「沙隊武力智運干」の名が見え、(隊は梁と通用され、武力は武刀の誤寫である¹⁾)この武刀は金官加羅王族で羅紀法興王十九年の條に「金官國主金仇亥。與妃及三子長曰奴宗・仲曰武徳・季曰武力。以本國爲食寶物來降。王禮侍之。授位上等。以本國爲食邑。子武力仕至角干。」とあり、眞興王十四年及十五年の條に阿淦武力、新州軍主金武力など見えてゐる人である。さて武刀は新羅の將軍として武功を顯はし、且つかの金庾信の祖父として角干位にまで昇人し眞骨位の家柄となり、金氏(追記)を表榜して居るが、然かも沙梁の部名を冠して居る。

因に云ふ。北漢碑に尺干内夫。知さあるは武刀の長兄で羅紀の奴宗、列傳(居染夫傳)に奴夫波珍淦將軍、三國遺事に世

宗ざあり、恐らくこの一族はすべて沙梁部に屬したものであらう。

口、金令胤。沙梁人。級滄盤屈之子。祖欽春或云欽純

角干。眞平王時爲花郎。云々(列傳)

右の金令胤傳は聖德王代の學者金大問の花郎世記によつて綴つたものらしいが、これも沙梁部の人で金姓を稱し眞骨位の家柄である。

ハ、日本書紀に沙喙部沙滄金多遂(孝德紀)沙喙級滄金東嚴(天智紀)の名が見える。

ニ、沙梁部出身の崔姓として知られる唯一の例は羅末の學者崔致遠であるが、これは崔氏なるが故に沙梁部の人と推定したのであらう。

右の外「沙喙部」を冠する人名は眞興王の三碑に二十名以上を計上することが出来、我が推古紀に沙喙部奈末竹世士、沙喙部奈末北叱智三國史記列傳に「貴山沙梁部人」(眞平王代)。「強首、中原京沙梁人也」(文武王代)。「驟徒沙梁人」

(同)。「訥催沙梁人也」(眞平王代)。「匹夫、沙梁人」(太宗王代)。などの名が見えるが何れも無姓であるから該問題の史料とはなりかねる。

右の調査により沙梁部と崔姓との關係を肯定することは不可能となる。寧ろ反對に武刀の一族が金姓を名乗つた頃(後節參照)或は我大化時代に當る文武王時代、否もつと後れて花郎世記の撰述された聖德王代にも沙梁部所屬のものが金氏とされてゐるとすれば、新羅の中期には未だ沙梁部と崔姓とを結び付ける傳説は成立して居なかつたと云はねばならない。唯一の沙梁部と崔姓との關係を語らんとした崔致遠傳は高麗時代のものであり、且つ前述(註記)の如き根據なき推定にすぎない。

次に梁部に就いて見るに、昌寧碑に□^上大等喙居七智一尺干、黃草嶺碑に同人を大等喙部居染夫□□□と見え、三國史記の居染夫傳に、「居染夫或云荒宗姓金氏。奈勿王五世孫」とある。列傳に居染夫を姓名

とあるは王族の故を以て後代に追記されたもので

あらうが、後に金氏を稱する王族が喙部に屬して居たとすれば喙(梁)部と李姓の關係も否定せざるを得ない。なほ眞興王の三碑には喙部を稱するもの二十三名以上あり、勿論無姓で家系も不明だが喙□□夫智迎干(昌寧碑)喙部服冬知大阿干(黃草嶺碑)などは連干・大阿干の官位からすれば眞骨位の家柄でなければならぬ。而して眞骨は朴・昔・金の三氏を出でず、當時の眞骨ならば恐らく金氏系であらう。次に我が推古紀に「任那人喙部大舍首智買」と云ふ名が見え、當時金官は滅亡して居るを以てこれは任那系の新羅人で喙部所屬のものである。右の如く沙梁部にしても梁部にしても外來系の氏族が屬して居り、仇亥一族の如きは金氏を稱しながら新羅王族と別な系譜と説明傳説を表榜して居るのであつて、六部が氏族の團體でもなく、部名を各自が名乗つたのも姓氏的な意味でないこ

とを看取されやう。

さて眞興王の三碑に署名された人名数は約五十名に及ぶが、その總ては沙喙・喙の二部に限られて居る。日本書紀に見える部名を冠する人名中五名はこの二部に屬し、唯一人推古紀に「習部大舍親智周」(任那系)の名が見えるに過ぎない。(習部は習比部のことであらう。)斯かる事情の説明として次の如き推論が可能ではなからうか。即ち沙梁・梁二部は六部の内でも最も有力な部で、統一後の行政區劃に於てもこの二部が首位を占めて居り、王族はじめ眞骨の家柄が多く屬して居る。眞興王の巡境に隨駕した人達や、我が國に使臣として來朝した人達は相當な官位にある人であること、及び六部の尊卑の序を考へ合はすと官吏は主としてこの二部所屬のものであつたらしい。而して、かゝる事情がこの二部所屬の人名が多く政治上に現はれて來る所以であらう。

我が文德紀に「新羅人沙良眞熊文」の人名が見え、沙良は沙梁であらうが、この時代に部名を冠することは廢止されて居るのであつて、たゞ古い時代の名譽ある稱號が無姓の庶民の間に殘るを止めて居るものと云へやう。

沙梁・梁二部に對して漢祇部・本彼部の人名は大抵庶民に關する記事に現はれて來るのである。たゞ一つ漢岐部が國家と關係ある記事は祇麻尼師今の王妃金氏愛禮夫人は漢岐部摩帝伊滄の女であるとの傳で、この話は酒多即ち角千の説明傳説となつて居る。(三國遺事には異傳を載せてゐる。)勿論この時代の記事は史實と見ることは出來ないが、或は神話時代に漢岐部が優位にあつたことを示す名残りか。然しこの王妃を「金姓」とするが如きは全く取るに足らない假構である。

傳説時代は兎に角金氏時代(奈勿王以後)に入つて王妃に關する記事で注意すべきは牟梁部である。奈勿王以後宣德王に至る金氏時代二十一代間に朴氏系より王妃を出したのは智證・法興・眞興の

三王で、その内智證王妃・眞興王妃は何れも牟梁部出身であり、他の十八王妃は金氏で所屬の部は全く不明である。この朴氏の妃に限つて出身の部を

明記し(法興王のみ不明)然かもそれは牟梁部に限つて居る。勿論斷定的には言へないが沙梁・梁二部が前述の如く金姓と關係が深かつた如く、牟梁部は朴氏と關係ありしものに非らざるか。三國遺事牟梁部の項に「今云長副部、朴[○]谷[○]村[○]等西村屬焉」とある朴谷が何んだか意味ありげに思はれる。又高句麗の五部に就いて「本涓奴部爲王、稍微弱今桂婁部代之。……絶奴部世與王婚。」(三國)とあるのに比較するに、沙梁・梁二部は涓奴部樓婁部に當り牟梁部は絶奴部に該當するが如き事情が存したのではあるまいか。(勿論奈勿王以前の家系は全く假構されたものなれば問題ではない。)右の外牟梁部所屬の人名を調査するに、たゞ一人孫順(眞德王代)と云ふ名が見えて牟梁部と孫姓とを結び付ける傳

説と一致する。(或は孫姓なる故に牟梁部と推定した撰者の私見かも知れない。)

六部の内習比部の名の見えるは甚だ稀で、人名に冠した例として推古紀の習部大舍親智周(任那系)があり、三國史記祭祀志に「奈歷部」「習比門」とあるのがこの部名の文獻に現れた總てであつて、この部に就いては考察の術もない。

以上六部と部人の姓を調査し了へたが、其の結果は少くとも新羅中期頃までには六部の姓に關する傳説を支持する事實は全く見出し得ないのである。又人名に部名を冠したことは恰も支那の姓氏に類似して居り、金・朴などの姓が発生すると共にこの部名を冠することは廢止されて行つた。推古紀の人名は無姓にして部名を有し、大化前後には沙唵部沙滄金多遂・沙唵級滄金東嚴と云つた風に部名・姓氏共に用ひ、それ以後は部名を冠する人名は全く見當らなくなるのであつて、沙唵部

沙滄金多遂の如き署名法は過渡時代の形式を示すものである。かゝる形式からすれば部名は姓氏の前身の如く考へられるけれども、その本質に至つては姓氏の如き血縁的なものではなく、社會的地位と關係深い所屬の部を表示したものである。

附記 六部に部の字を附することは、百濟の「部」の庸字例に習つたものであらう。昌寧碑及び北漢碑には沙唵武刀知連干と云ふ風に「部」字を附せず、黃草嶺碑には大等唵部居梁夫と部を附し、日本書紀にもこの兩様が見え、「部」字は必ずしも附する必要はなかつたらしい。元來六部は六唵評と見え、梁・沙梁・牟梁の梁が部の意義を有し、百濟の檐魯と同語なれば「部」字を附する必要なく、高麗史地理志には「部」字を附して居ない。これと同様に本彼・習比の彼・比は部落の意の火・伐に當てる可き。

註1、新羅人名には刀の語尾を有するもの多く、又三國遺事には仇亥の三子を世宗角干・茂刀角干・茂得角と作つて居る。

2、三國史記崔致遠傳には「崔致遠、字孤雲、或云海雲王京沙梁部人也。史傳泯滅。不知其世系。」とあり、三國遺事卷一の六部の始祖傳説の條に「四日、背山珍支村一作寶之。又長日智伯虎初降干花山。是爲本彼部崔氏祖。……致遠乃本彼部人也。今皇龍寺南味吞寺南有古墟立。是崔侯古宅。殆明矣。」さて如

何にも確からしく記して居る。三國史記と三國遺事は六部の姓氏の配當を異にして居るが、要するに崔致遠の所屬の部に關する兩書の矛盾は根本的なものでなく、崔姓なるが故に或は沙梁部と云ひ或は本彼部と推定したに過ぎない。

3、伐休尼師今。十年三月。漢祇部女一產四男一女(新羅本紀)

沾解尼師今。五年。漢祇部人夫道者。家貧無詔。工書算。著名於時。王徵之爲阿塗(同)

孝女知思。韓祇部百姓連權女子也。云々(三國史記列傳)

景德王代。漢岐里女希明之兒。云々(三國遺事卷三)

漢岐部一山級干。一作成山阿干婢云々。(同)

匠人本彼部強古乃末。(同)

4、羅紀祇摩尼師今即位の條。但し三國遺事王歷第には「妃啓帝國王之女。國禮夫人。一作愛禮。金氏。」と記し羅紀と一致しない。

5、三國遺事卷一によれば智哲老王(智證王)の妃は牟梁部相公の女にして、羅紀には「妃朴氏延帝夫人。登欣伊浪女」とある。

また「國史云建福三十一年……眞興王妃比丘尼卒。按眞興乃法興之姪子。妃思刀夫人朴氏。牟梁里英央角干之女。」(三國遺事)

6、輜典牟梁益宣阿干(眞平王代)(三國遺事卷二)

園測法師……牟梁里人(同)

牟梁里一作淨之貧女慶祖云々(神文王代)(同卷五)

新羅の姓氏に就いて (三品)

孫順者古今作孫舜 牟梁里人云々(興德王代)(同)

六部と李以下の六姓との關係が上述の如くであつたとすれば、六部に姓を賜ふと云ふ傳説は何時頃成立したものであらうか。この推論は根據薄弱な見解に終るの外はないであらうが、次の如き想定を許容して戴き度い。李崔などの六姓は何れも支那の名族貴門の姓で、新羅人がこれを借用したことは明らかであるが、斯かる姓氏に關する説話は歴史家の單なる興味から勝手に机上で創作されるものではなく、傳説成立の裏面にはこれを促す社會的事情の存するのが常である。而して金・朴氏に對して李崔などの諸氏が政治史上に擡頭して來る時、その由來の説明を國家の歴史と結合せしめる必要が生れる。されば李崔などの新興諸氏の勢力が勃興する時代がやがて傳説成立の時代でなければならぬ。

さて文獻に散見する金・朴・昔以外の有姓名は

三十を數ふるに過ぎないほど僅少であるが、なほ時代の大勢を推考するに難くない。即ち姓氏發生の初期(新羅中期の初頃)に薛姓が先づ現はれて來る。然し當時は金氏全盛の時代なれば他氏のものゝ地位を得るに難く、薛鬪頭が「雖鴻才傑功。不能踰越。」と嘆じ身を海外に寄せたことは最もよく時代相を物語つて居る。然るに後期に入れば新羅王朝は次第に解體に近付き、王位繼承の争亂は繰り返へされ、金氏に變つた朴氏亦振はず、李・裴・張などの諸氏の勢力が歴史の表面に現はれて來る時代である。反亂の際にもこれ等の諸氏が活躍して居り、或は崔有徳の如く崔氏にして角干位に登る者あり、又敬順王と共に高麗太祖に降つた新羅遺臣中名をなした者は金氏より寧ろ李・崔氏が多いことなどは(高麗史世家列傳)この新興諸氏の勢力を物語つて居る。かの甄萱は李裨家記によれば眞興大王の遠孫となつて居るが、しかも本姓李氏と傳へら

れて居る。²⁾眞興王の後となすは虚構であるとするもかゝる家系を作りながら「金」姓を稱さなかつたのは、當時金姓そのものが力もなく魅力もなかつたことを示すものであらう。又三國史記によれば高麗太祖の妃神成王后は敬順王(金氏)の姪となつて居るが、慶州の李氏とする説が事實らしい。³⁾實際高麗朝に於ける李氏の勢力は金氏以上である。右の如く新羅後期から高麗にかけて李崔などの諸氏の擡頭を考ふる時、李崔を筆頭とする六部姓氏傳説の成立を此の邊に持つて來たくなる。然しこの六姓の傳説は社會的には餘り有力ではなかつたらしく、李氏の由來を唐天子より賜つたと傳へたり、又三國史記と三國遺事とが六部と六姓との配當を異にして居るが如き不完全さを示して居る。

註1、三國史記・三國遺事に見える金・朴・昔以外の有姓人名を列記すれば左の如し。(金石文及び我六國史には全く見えな

い)
薛鬪頭(太宗王代) 沙塗薛鳥備(文武王代) 薛聰(神文王代)

の學者) 孫文(神文王) 大阿菴裴(賦)聖德王代、官上大等に
至る。大奈麻李純(景德王代) 張弓福(神文王を助けて王
位に即かしむ) 崔雄(景德王代) 崔利貞(同上) 裴宣伯(傳
康王を擁立す) 閔長・張辨・鄭年・張建榮・李順行(張弓福
の一派) 甄壹(李氏・後百濟主) 李忠武・李備・裴瓊・崔彦
擣・崔承老等(新羅系の高麗太祖の配下)

(以上三國史記、但し高麗王族及びその配下を略す)

圓光法師俗姓薛(眞平王代) 聖師元曉(俗姓薛氏(同)) 大德
愷興姓水氏熊川州人也(神文王) 釋眞表完山州萬頃縣人姓井
氏(聖德王代) 新羅大夫角干崔有德(羅末・高麗初期の功臣、
崔彦擣の祖) 崔段誠(段誠階敬順王入本朝(高麗)爲大姓と
あり、この一族は高麗時代に相當繁榮して居る) 崔彌(後百
濟高麗の功臣) 鄭恭(文武王代) 孫順(興德王代)

(以上三國遺事)

2、李碑家記(或は李碑家記に作る)(三國遺事所引)によれば

眞興大王——仇輪公——波珍干善品——角干酌珍——角干元
善(阿慈介)——甄壹

とある。右の甄壹を眞興王五代の孫とする系圖は、代數と年
數が全く不合理であり、いづれ虚構されたものであらう。恐
らく甄壹が兵をあげ景哀王朴氏を襲ふ頃自らの家系を金氏に
關係づける必要があつたのではあるまいか。

3、金寬毅の「王代宗録」(三國遺事所引)には「神成王后李氏。

本慶州大尉李正言爲侯州守時。太祖王幸此州。納爲妃。故或

新羅の姓氏に就いて (三品)

云侯州君云々」とあり、(顯宗以後高麗の王位はこの神成王后
の系統に限られて居る) 任景肅・閔漬(高麗中葉の史家)など
も李氏説を主張して居り(東國通鑑)恐らく金氏説は金氏派の
爲にする金富軾の曲筆らしい。

4、「李子淵仁州人、其先新羅大官、奉使入唐、天子嘉之賜姓
李、子孫徙居郡城縣即仁州也。(高麗史列傳)

朴・昔・金三姓

新羅の金氏には二つの系統がある。即ち一は新
羅王族で金闕智の後と稱するもの、他は法興王十
九年に來投したと傳ふる金官加羅王仇亥の後裔で
ある。前者は眞興王(第二十五代)より金姓を稱する様
になつたが、後者は仇亥の曾孫金庚信の頃新羅王
族と同様金姓を稱するに至つたやうである¹⁾。

新羅王族の金姓の由來に就いて金闕智の傳説に
は「以其出於金檀。姓金氏。」(紀羅)と説明して居る
が、事實は金闕智の傳説の成立よりも金姓の發生の
方が餘程古いのであつて、神文王(第三十一代)代に撰
ばれた文武王陵碑には「十五代祖星漢王降質田穹誕

靈仙岳肇臨」とあり、羅紀味鄒尼師今の條には「閼智生勢漢云々」(三國遺事には)と記し、やはり勢漢は文武王十五代の祖に當つて居り、當時金閼智傳説は未だ構成されて居なかつたやうである。又「至第三十三代惠恭王、始定五廟、以味鄒王爲金姓始祖。」(三國史記)と云ふ記事の如きも金閼智傳説の存在を危くする。實際三國史記や三國遺事に見える金氏時代の系圖は大抵奈勿尼師今(第十七代)が起點となつて居り、金閼智の遠孫なりと主張する例は高麗史の列傳や高麗時代の墓誌銘に於て始めて見出される程なれば、たとへ閼智傳説は構成された後とても餘り勢力はなかつたらしい。それは兎に角として金氏の系譜が信じ得られるのは奈勿王からであり、新羅本紀の記事もこの頃から幾分確かとなる。さて奈勿王以後孝恭王に至る三十六代間の王位は金氏であり、特に惠恭王までの二十代は金氏全盛時代である。この二十代の内王母が朴氏なるは

法興・眞智二王のみであり、王妃の朴氏なるは智證・法興・眞興の三王にすぎない。これを以つて見るも朴氏の勢力は金氏に比すべくもなく、又日本書紀・續日本紀に見える新羅人名の姓氏を調査すれば金氏六十餘に對し朴氏五、昔氏一、蘇氏一と云ふ數を示し、金氏の絶對勢力を反映せしめて居る。又婚姻關係の如きも(三王を除き)金氏間の婚姻が最も普通で、新唐書の「兄弟女、姑姨、從姉妹、皆聘爲妻」との記事と一致して居る。斯くて金氏の勢力は固定し、「王姓金、貴人朴」(新唐書)と記載される程になつた。

然るに宣德王(第三十七代)以後は全くその趣きを異にし、たとへ王者は金氏と自稱して居ても金氏の勢力は昔日の如くではなく、これに反して朴氏の勢力が年を追ふて増大し、果ては神德王(第五十三代)に至つて朴氏の王が始まるのである。而して朴氏と稱する由來は阿達羅王の遠孫と云ふことにな

つて居るが、阿達羅は王の世代數にして四十數代年數にして七百年以上の昔で、こゝに突然古代史と新羅末期とが姓氏問題の上で結合されてゐる。こゝに於て吾人も奈勿王以前の所謂傳説期の新羅本紀の記載を考察する必要がある。

註1、羅紀法興十九年の條に金官加羅王金。仇亥が來投したこゝを傳へ、又眞興王十五年の條に新州軍主金。武刀(仇亥の第三子)の名が見え、共に「金」姓が附記されてゐる。王以外に有姓の人名が全く見えないこの時代に獨りこの一族が金姓を有するのは甚だむかしい。武刀の名は前述の如く昌寧碑に「沙啖武刀智通干」さあつて無姓であり、その長兄は北漢碑に「尺干内夫知」居染夫傳に「奴夫波珍添將軍」と見え同じく無姓である。又金庚信(武刀の孫)に就いても金姓を附記されて居るのは太宗武烈王七年以後に限られて居る。景明王八年崔仁俊奉撰の鳳林寺眞鏡大師寶月凌空之塔碑銘(朝鮮金石總覽)に「大師諱審希、俗姓新。金氏、其先任那王族。」とあるは、この加羅王族のこゝなるべく、特に新金姓と記して居る以上、この一族が金姓を稱したのは新羅王族の金姓よりも遅れてゐることは明らかであり、法興王・眞興王代に金姓を名乗る筈がない。恐らく四代目の金庚信に至つてその古今無比の功勞により位人身を極め王家の外戚となつた頃に金姓を稱するに至つた。

新羅の姓氏に就いて (三品)

のであらう。而して庚信が有名なだけその家系も史乘に残され、史家をしてその父祖に姓を追記せしめるに便であつたであらう。三國史記金庚信傳に庚信碑を引用して、「庚信碑亦云。軒轅之裔、少昊之胤。則南加耶始祖首露與新羅同姓也。」と記し、少昊金天氏に因んで金姓を稱したと傳へて居る。當時未だ駕洛國記に云へる如き首露が金耶から生れたのに基き金姓と稱すと云ふ傳説は存しなかつたらしく、又當時新羅の金閔智の金根説も構成されて居ないのである。

2、三國遺事には末鄒王に就いて「今俗稱王之陵爲始祖堂」と記して居り、又同王の竹葉軍の傳説の如き如何にも始祖としてふさはしい、説話である。前閔氏は味鄒王を *Melmin kum* (註は元本の意)と釋されたのは興味深い。恐らく金氏の系圖は味鄒、勢漢、閔智と云ふ順序に成長して行つたものであらう。

3、惠恭王代(第三十六代)の末に王位繼承の亂があり、新唐書に「其宰相爭權相攻、國大亂、三歲乃定。」と見え、金良相が奈勿王十世の孫と稱して王位につき、次に元聖王が危計を用ひ奈勿王十二世の孫と自稱して王位に登つて居るが、後者の如きは母系から云へば朴氏であり奈勿王十二世の孫と云ふが如きは當てにならない。實際金氏全盛時代には母系の朴氏の王は二十代中二人に過ぎないが、元聖王以後は母系に就いて云へば朴氏六王、金氏六王(不明なものを除く)でこの點に於ても朴氏の擡頭がうなづかれる。惠恭王以後は王位繼承問題

第十五卷 第四號 五七五

が類出して寧日少き有様であつて、例へば文聖王代の弓福の反亂の裏面にも朴氏の勢力の存在を見るこゝが出来来る。即ち文聖王(第四十六代)は弓福の力によつて王位に登るを得、嘗つての約に従つて弓福の女を娶らんとしたが朝臣の反對によつて違約の止むなきに至つた。時に王妃は朴氏で王の三年に唐の冊を奉じて妃として居る。されば弓福の反亂は朴氏一派に對する反抗である。

新羅の王位繼承に就いて儒理王即位の條に、朴昔金の三氏の内年長有徳のものが王たるべきことが記載されて居るが、この記事を一讀すれば何人も儒教の禪讓思想の反映に想到せざるを得ない。然し先づ輕卒な想定を避ける爲に實際の例に就いて見るに昔氏代休尼師今(第九代)が四代續いた朴氏にかはる時「阿達羅(朴氏)薨無子、國人立之」(紀羅)とあり、昔氏沾解王(第十二代)(四代續)の次に金氏味鄒王が立つ時も「沾解無子、國人立味鄒」(紀羅)とあり、金氏奈勿王(第十七代)が三代續いた昔氏にかはる時も同じく「訖解無子、奈勿繼之。」と見え、何れも異姓の王の即位する時は前王の無子の

場合であつて、有徳に讓つたのではないことになつて居る。

次に婚姻と姓との關係であるが、前述の如く同族結婚が新羅の風習であるに係らず奈勿王以前の王妃乃至王母は却つて異姓の方が多いのであつて、味鄒王の如きは父は金氏母は朴氏妃は昔氏となつて居り朴・昔・金の三姓がうまく結合されて居る。三國史記奈勿王の條に、新唐書の同族結婚に關する記事を引用して、「新羅則不止取同姓而已、兄弟子姑姨從姊妹、皆聘爲爲妻、雖外國各異俗、責之以中國之禮、則大悖」と論じて居るが、斯かる風習は奈勿王以後の家系にのみ見出されるのである。金富軾も之に氣付いてか奈勿王の條にこの論を挿入してゐる。斯く奈勿王以前の家系が新羅の俗習に反して居るのは、「取妻不取同姓」と云ふ支那思想によつて潤色されたものか乃至は朴・昔・金の三姓を理想的に結合させたものに違ひない。

朴・昔・金の三姓が禪讓の形式によつて交々即位したと云ふ傳説は一見新羅の特有な國體であるかの様に思はれるが、儒理王即位の傳説以外には禪讓の例もなく、三姓の婚姻による結合が實情に反して居るとすれば、三姓交立は甚だ怪しくなる。

少くとも歴史の相當信じ得られる時代は金氏の王から始まり、眞興王の頃に至つて始めて「金」なる姓が出来、朴姓も少し遅れて出来たであらうが、前言した如く金氏時代の朴氏は甚だ少數であり、昔氏に至つては我が持統紀に一名を見出し得るのみである。然るに羅末に突然朴氏が王位に登り、王は金氏であるとの奈勿王以來の原則を破つたのであつて、且つ阿達羅王の遠孫など、名乗り出した。而かも昔氏脱解王を除き始祖赫居世より阿達羅王までの七王が朴氏となつてゐるのであつて、斯かる傳説時代の配列は朴氏が天下をとつた羅末に按梅されたものらしい。否三姓の禪讓形式や婚

姻による結合なども朴氏に都合よく整へられたのではあるまいか、勿論新羅固有の習俗に六部の合議制があり、(新唐書に謂ふ「和白」なる制度が即ちこれであつて)國家の重大事は六部の合議で決めたものなれば、王位の如きもその一つであつたらうが、このこと、三姓の禪讓形式の傳説とを同概念のもとに解釋すべきではない。

然し三個の姓が並べられたのには何か古い傳説が存したらしく、歴史的には餘り意義のない昔氏が朴・金と並べられて居るのもその爲であらう。濟州島の三姓穴の傳説にしても我が三神分治の神話にしても、或は扶余系の傳説によく三神が出て來ることなどを併せ考ふれば、金・朴に昔氏を加へて三個あげられたことは何か説話的根據があつたものなるべく、單に三才説によつて假構されたと見る説には賛成しかねる。

要するに新羅に於ける姓氏の發生は統一期前後

であり、その説明傳説の成立はなほその後であり、朴氏の如きは羅末に屬するであらう。かつ三姓の始祖傳説が新羅の母胎たる六部とは別系のもどされて居るが如きは六部の歴史が忘れられた後に構成されたものであつて、古代の史實に矛盾するものと云はねばならない。始祖傳説の逐一に就いてその要素を摘出し、説話の系統を考へるのも興味ある問題であるが、今その煩を嫌つて省略して置く。

註 1

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 王名 | 備理 | 貽解 | 婆婆 | 祇聖 | 逸聖 | 阿達羅 | 伐休 | 奈解 | 助貴 | 沾解 | 味嚮 | 備禮 | 基監 | 訖解 |
| 王の姓 | 朴 | 昔 | 朴 | 朴 | 朴 | 朴 | 昔 | 昔 | 昔 | 昔 | 金 | 昔 | 昔 | 昔 |
| 王母の姓 | ? | ? | 朴 | 金 | ? | 朴 | 金 | ? | 金 | 金 | 朴 | 朴 | ? | 昔 |
| 王妃の姓 | 朴 | 朴 | 金 | 金 | 朴 | 朴 | ? | 昔 | 昔 | ? | 昔 | ? | ? | ? |

(附記) 新羅古代には王名の類似したるものが多い。第一代の赫居世(朴氏)を郷言にて弗矩内王と云ひ一に光明理(洽)世王と譯して居るが、伐休(一作發暉)王と甚だ類似して居り、又朴氏にも昔氏にも備理(禮)王があり、第二代の南解(朴氏)と第十代の奈解(昔氏)とが類似して居る。斯る王名の重複や類似の多いことも古代史構成の過程の一端を示すものではあるまいか。